

## 【タイ進出済の方向け】

---

設立初年度にチェックしておきたい会計・税務・法務

東京都中小企業振興公社 タイ事務所  
経営相談員 倉地 準之輔



公益財団法人

東京都中小企業振興公社  
Tokyo SME Support Center

本資料はセミナー用として作成されたものであり、税務・法務等の個別の取扱いを保証するものではありません。実行に当たっては、税理士・公認会計士・司法書士・弁護士等各種専門家にご相談ください。



## 今回の内容



本資料はセミナー用として作成されたものであり、税務・法務等の個別の取扱いを保証するものではありません。実行に当たっては、税理士・公認会計士・司法書士・弁護士等各種専門家にご相談ください。



公益財団法人

東京都中小企業振興公社  
Tokyo SME Support Center

## 1. 月次業務

	実行意義	実行期限
<b>1</b> 月次会計	会計情報を記録し、経営状況の把握を行います。	特になし
<b>2</b> 源泉徴収税納付 個人所得税 & 法人税	タイ法人は従業員・社外の個人・法人に対して一定の所得の支払を行う際、その一定額を源泉徴収税として徴収、当該徴収額を歳入局に納付することで、当該所得の受領者が負担すべき税額の一部または全額を前払する義務があります。	支払月の翌月7日
<b>3</b> 社会保険料納付	タイの社会保障制度である社会保険への保険料納付を行います。	支払月の翌月15日
<b>4</b> VAT 納付	売上VATから仕入VATを控除した金額を歳入局に申告・納付します。	翌月15日(但し、物品・サービスの輸入に係るVATに関しては、翌月7日)



## 2. 年次業務

	実行意義	実行期限
<b>1</b> 株主総会 (設立6か月)	「民商法典」に基づき、定時株主総会を設立後6か月以内に実施し、当該期間の業務報告等を行います。	会社登記日より 6か月以内
<b>2</b> 源泉徴収証明書発行 (個人所得税)	<ul style="list-style-type: none"><li>各従業員に、暦年の所得総額に基づく個人所得税の源泉徴収額総額を通知します。</li><li>同時に、暦年の従業員給与に関する源泉徴収税の総額について、歳入局に年次の報告を行います。</li></ul>	課税年度の翌年2月15日(対従業員) 課税年度の翌年2月末(歳入局への源泉徴収税の年次報告提出)
<b>3</b> 個人所得税申告	個人の年間所得総額に基づく個人所得税の申告・納税を行います。	課税年度の翌年 3月末



### 3. 決算業務

#### 実行意義

#### 実行期限

## 1 財務諸表作成

会社の財務状況や経営成績を示した財務諸表を作成します。

特になし  
(遅くとも定時株主総会前)

## 2 会計監査

作成された財務諸表に対して外部監査人としての公認会計士から、その妥当性に関する意見を受けます。

特になし  
(遅くとも定時株主総会前)

## 3 定時株主総会 (会計監査人選任)

監査済財務諸表を用いて株主への決算報告、取締役の改選、次年度会計監査人の選任等を行います。

事業年度の決算日より  
4か月以内

## 4 財務諸表登録

監査済財務諸表を商業登記局に登録し、正式報告とします。

定時株主総会終了後  
1か月以内

## 5 確定申告

監査済財務諸表に基づく法人税申告書を作成し、歳入局に申告・納税します。

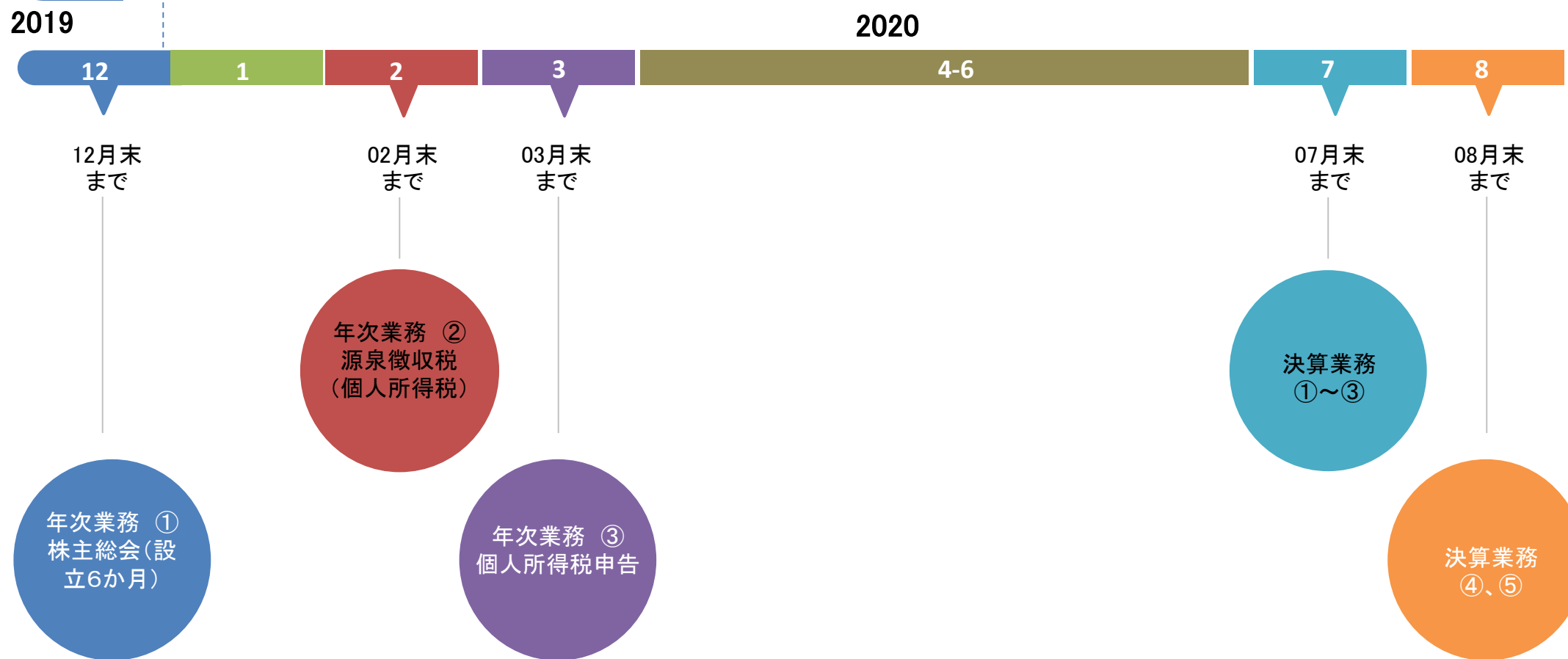
実施事業年度の決算日より  
150日以内



## 4. 例

# 2019年7月に設立した、3月決算会社の例

毎月：月次業務（7日まで：源泉徴収税納付、15日まで：社会保険料&VAT納付）、併せて会計記帳



本資料はセミナー用として作成されたものであり、税務・法務等の個別の取扱いを保証するものではありません。実行に当たっては、税理士・公認会計士・司法書士・弁護士等各種専門家にご相談ください。

